

平成23年5月定例会 討論（国旗・国歌）

平成23年6月3日

自由民主党大阪府議会議員団の 奴井 和幸 でございます。

採決に先立ちまして、今次定例会に上程されております議員提出第3号議案、「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」について、我が会派の意見と態度を表明させていただきます。

わが会派は、国歌^{せいしょう}斉唱時に起立することは、当然だと考えます。先般の最高裁判所判決で、起立を求める職務命令は妥当だとの判断がありました。当然であることを、強制でなく、当たり前に行える社会となるよう、子どもたちに教えるために、教員は^{そっせんすいはん}率先垂範すべきと考えています。中西教育長からは全教職員に職務命令を出し、命令に反する教職員には処分を含め^{きぜん}毅然とした対応をされるとの答弁がありました。教育委員会のこれまでにない強い決意のもとに、教育現場が格段の努力をされるよう強く求めておきます。

昨日の議員間討論で明らかになったように、国歌斉唱時の起立義務付けにかかわる規定を条例化したとしても、今まで通り、「処分は教育委員会に任せる」「条例によって拘束されるものは何もない」「今後も罰則に関する条例は必要ない」趣旨の答弁がありました。

この条例を制定することで、国歌斉唱時の教職員の不起立をなくすこともできず、そもそもの提案趣旨の1つであります、団体の規律が守られるとは考えられません。この条例には目的を達成するための担保がありません。

また、条例の中身にも大きな不備があると考えます。

まず、第2条第2項において定義される教職員に「市町村立の小
学校、中学校に勤務する校長、教員」を含んでおり、また第1条で
は市町村立学校における服務規律の厳格化を図ることを目的として
いますが、第4条第2項で「市町村教育委員会による服務の監督の
権限を侵すものではない」と規定しています。

教育委員会の権限を侵すおそれがあると認識をしながら、「権限を
侵すものではない」という条項を置くことと条例の自己矛盾であり
ます。

また、昨日の委員会で「国旗と国歌はセットである」と議案提出
会派からの説明がありましたが、条文では国旗掲揚は府の施設のみ
を対象としています。しかし、国歌については市町村立学校まで含
まれており、提案者の言行不一致、自己矛盾を指摘しておきます。
条例を提案されるのであれば、言葉に責任を持つ、説明に矛盾がな
いようあわせて指摘しておきます。

従いまして、教育委員会が関係する法律に基づいて職務執行する
ことについて、屋上屋（おくじょうおく）を重ねる、屋根の上に屋
根をのせるだけとなる、国歌にかかわる条例は不要であると考えま
す。よって議員提出第3号議案には賛成できません。

なお、改めて申し上げますが、我が会派から提案した議員提出第2
号議案「大阪府の施設における国旗の掲揚に関する条例」について、
皆様のご賛同をお願いして、我が会派の討論といたします。

御清聴ありがとうございました。